

参考資料2 施設利用料金の減免について

1 基本的な考え方

指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

2 減免事由

センターの設置目的、また、幅広い層の県民の利用促進の観点から、次に掲げる事由については、少なくとも利用料金を免除すること。

- ・ 県または県から委託を受けた者が、青少年健全育成を目的とした事業に利用する場合
- ・ 県青少年育成県民会議が青少年健全育成を目的とした事業に利用する場合
- ・ 県域を対象に活動する青少年健全育成団体（14団体程度）が青少年健全育成を目的とした事業に利用する場合

3 その他の減免

指定管理者独自の基準として、次の例にあるような減免措置（割引措置）を講じることができる。

ただし、特定の企業や個人を対象とする減免は不可とする。

- （例） 青少年の利用に対する措置（年齢層による料金体系細分化）、曜日・天候・季節等による割引、高齢者（65歳以上）や障害者の利用に対する割引、一定の日（少年の日、家庭の日、若者交流の日等）や期間の割引、定期的利用による割引 など

4 現行の利用料金減免基準

（1）利用料金が免除となる事由

- ・ 県または県から委託を受けた者が、青少年健全育成を目的とした事業に利用する場合
- ・ 青少年育成徳島県民会議が青少年健全育成を目的とした事業に利用する場合
- ・ 県域を対象に活動する青少年育成団体（次に掲げる13団体）が青少年健全育成を目的とした事業に利用する場合

ガールスカウト徳島県連盟
徳島県青年連合会
徳島県青年海外派遣の会
徳島県ユースホステル協会
徳島ラボ・パーティ
徳島県子ども劇場
日本ボーイスカウト徳島連盟
徳島県子ども会連合会
徳島県BBS連盟
徳島県青少年団体連絡協議会
徳島県青年国際交流機構（徳島県IYEO）
徳島少年少女合唱団
徳島県青少年センターサークル連絡協議会 計13団体

（2）利用料金が減免となる事由

・65歳以上の者及びこれらの者を主たる構成員とする団体の利用について、平日の9時から17時においては青少年以外の者の利用料金に100分の80を乗じて得た額とする。減免対象は、徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例別表の施設、徳島県青少年センター管理規則別表第1のうち、その1の設備（ただし、ロッカーは除く）及びその2の用具とする。なお、17時を超えた利用時間については、青少年以外の者の利用料金と同じとする。当該時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算し、青少年以外の者の利用料金と同じ金額とする。